

## 植栽から伐出作業に必要な資格について

### 1 はじめに

林業に関する資格等については、当誌 No.114号 (2003.12) で紹介したところですが、本号では、植栽から伐採、搬出に至るまでの作業における資格等のうち、特に問い合わせの多いものについてまとめてみました。

### 2 作業内容と資格等

(1)植栽 植栽作業は、唐鋤等による人力手作業がほとんどです。この作業に関して資格は必要ありませんが、作業責任者には「造林作業の作業指揮者等教育」(昭和60.3.18基発第141号)を行う必要があります。なお、作業主任者は以下の間伐まで必要になります。

(2)下刈 鎌等で作業をする場合は特に必要ありませんが、現在主流の刈払機を使用する場合は労働安全衛生法(以下安衛法)第59条、労働安全衛生規則(以下安衛則)35条により、「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育」(平12.2.16基発第66号)が必要となります。

(3)つる切り・除伐 特に資格は必要ありませんが、作業に刈払機を用いる場合は下刈りに準じます。

(4)枝打ち 作業位置が2 m以上になるなど高所作業になる場合は安衛則の定めにより安全带などの安全措置が必要になります。

(5)間伐・主伐 チェーンソーを用いて立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務を行う場合は「伐木造材業務特別教育」(安衛則第36条)が必要となります。

### (6)搬出

#### 1) 車両系で搬出する場合

緩傾斜においては通称トタクタ集材、ブル集材と呼ばれる車両系の搬出機械を使用する場合があります。これらの機械を使用する場合は「林内作業車を使用する集材作業の安全教育」(平3.11.11基発第646号)が必要となります。ここでいう林内作業車とは「林業の現場における集材を目的として製造された自走用機械」と定義されています。特に車載式車両(フォワーダ)に石・土等木材以外の物を乗せると「不整地運搬車」と

なってしまいますので注意が必要です。また、トラクター等による集材作業を指揮する者には「トラクター等による集材作業の指揮者に対する安全教育」(昭62.9.25基発第572号)が必要です。

#### 2) 架線系で搬出する場合

急傾斜地では車両系機械が使えないので架線系機械に頼らざるをえません。機械集材装置・運材索道(最近はほとんどみかけなくなりました)を架設使用する場合には、一定規模以上は、林業架線作業主任者(免許)の選任、配置が必要となります(安衛法14条、安衛法施行令第6条の3)。集材機運転者には特別教育を行わなければなりません(安衛法第36条7)。また、機械集材装置(原動機の定格出力が7.5KWをこえるものに限る。)を60日以上設置する場合は、所轄労働基準監督署への届出が必要です(安衛法第88条、安衛則85・88・89条)。

なお、原木又は薪炭材であってもトラック等への直接積み込みや貯木場での運搬作業は「ケーブルクレーン」となり、クレーン等安全衛生規則の定めに従って作業することになります。

#### (7)搬出に付属する事項

##### 1) 桎積作業(木材を積み上げる作業)

土場において材木を積み上げていき、その高さが2 m以上の場合は桎作業主任者(安衛則第6条12・技能講習)の選任が必要となります。

##### 2) 作業道開設・土場整備作業

木材の搬出路の開設や土場の整備にドラッグシヨベル(通称バックホウ)等の車両系建設機械を使用する場合は車両系建設機械運転技能講習修了者でなければ就業させることができません(安衛法第61条、安衛法施行令第21条)。なお、掘削面の高さが2 m以上となる地山の掘削をする場合は地山掘削作業主任者を選任する必要があります。

##### 3) 木材の積み込み

木材をトラックに積み込む場合多く使用されているのが移動式クレーンです。そもそも、移動式クレーンとは「荷を動力を用いて吊り上げ、これを水平に運搬することを目的とする機械装置で、

原動機を内蔵し、かつ、不特定の場所に移動させることができるもの」と定義されています。トラックから少し離れた場所にある材を引きずりながら積み込む光景を目にしますが、これは正しい使い方ではありません。事故防止の観点からも正しい使用を励行してください。使用資格は吊り上げ能力により次のとおり3段階に区分されています。吊り上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転をする場合「特別教育」(安衛則第36条16)、同じく1トン以上5トン未満の場合「技能講習」、5トン以上「免許」となっています(安衛法施行令第20条7・安衛則第41条別表3)。また、吊り上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの荷掛け作業は玉掛けの「特別教育」(安衛則第36条19)が、1トン以上「技能講習」(安衛法施行令第20条16)が必要となります。(ここでいう重さは揚げ荷の重さではなく、機械のもつ能力ですので注意が必要です。)

#### (8)材の運搬

材運搬の主流はトラックです。現行最大積載量5トン以上のトラック運転は大型自動車運転免許が必要です。なお、自動車運転免許制度が改正され平成19年6月頃施行が予定されています。内容は普通免許と大型免許の間に最大積載量3トン以上6トン未満の「中型免許」を新設し、普通免許で運転できる車両は最大積載量3トン未満に制限されます。(現行普通免許取得者は4トントラックの運転はできますが、新規取得者は運転できなくなります)

#### (9)材の整理

搬入された材を土場や製材工場で整理、極積作業にフォークリフトを使用する場合、最大荷重が1トン未満「特別教育」(安衛則第36条5)、1トン以上「技能講習」(安衛法施行令第20条11)

#### (10)その他留意する事項

##### ア 機械を使う場合

林内作業車は、車両系建設機械がベースマシンを使用していることが多く、機械の能力が一定以上になると自主的な定期検査が必要となります。なお、機械の種類によっては安全装置を具備することが義務づけられています。(安衛則165条・169条の2、安衛法施行令)特に機械類は検査の義務付けがなくても常日頃の適切なメンテナンスが

必要です。機械の寿命を縮めるようになれば、生産コストや組織の運営に大きな支障をきたすことになります。

##### イ 荷を吊る場合

荷を吊る場合、ワイヤロープを使用することが多くなりますが、使用目的によって安全係数が定められています。安全係数を満たさないものや廃棄基準に達したワイヤーは絶対に使用しないでください。近年、作業システムの改善により全木による集材作業が多くなっています。枝付きの重量の目測や重なり合った材の荷上げ時にかかる張力の見極めは難しいものがあります。安全性を確保するためには特に正確な重量目測が求められますので正確な重量目測技術の向上に努めましょう。

##### 5 おわりに

就業制限のある業務に有資格者を当てることは当然ですが、制限がなくても類似作業には極力、有資格者を充てることが労働災害撲滅の観点からも望ましいと思われれます。(例：プロセッサは就業制限機械に該当しませんが、危険性は建設機械としての使用時より高いこともあり、運転者は車両系建設機械の技能講習修了者を充てるように指導されています)また、労働災害防止団体(林業の場合林業木材製造業労働災害防止協会)により就業後数年経過した労働者を対象に能力開発向上教育が定期的に開催されていますので積極的に受講し労働災害防止に努めてください。

(指導部 大屋博利)

#### 《参考文献》

- 労働調査会 安衛法便覧 平成16年度版 I～III  
 林災業労災防止協会 造林作業安全衛生実務必携  
 林災業労災防止協会 林内作業車による集材作業  
 安全実務必携  
 建設業労働災害防止協会 車両系建設機械運転者  
 教本  
 日本クレーン協会 小型移動式クレーンの運転  
 日本クレーン協会 玉掛作業車必携(改訂版)  
 中央労働災害防止協会 新版フォークリフト運転  
 テキスト